

随意契約（相手方指定）調書

| | | |
|-------|---------------------|------------|
| 件名 | 教育用コンピュータヘルプデスク業務委託 | No.5200477 |
| 工（納）期 | 令和6年8月31日 | |
| 契約締結日 | 令和4年7月14日 | |
| 契約金額 | 18,018,000円（消費税込み） | |

| | | |
|---------|---|--|
| 契約相手方 | 株式会社内田洋行 営業統括グループ (法人番号：3010601023321) | |
| 相手方指定理由 | 別紙に記載のとおり。 | |
| 備考 | | |

業者選定理由書

| | |
|-------------|---|
| 件名 | 教育用コンピュータヘルプデスク業務委託 |
| 指名業者 (案) | 名称 株式会社内田洋行 営業統括グループ 所在地 東京都江東区東陽二丁目3番25号 代表者 取締役上席執行役員 営業統括グループ統括 小柳 諭司 |
| 特命理由 | <p>本件は、区が賃貸借契約により整備するノートパソコン等のICT機器について、円滑に機器を利用する環境を整備するため、問い合わせ対応や保守手配を行う維持管理・ヘルプデスクを設けるものである。</p> <p>主管課からは、契約締結にあたり、部の機種・業者選定委員会の了承を得た上で、上記業者を契約相手方に指定したい旨の依頼があった。</p> <p>経理課として検討したところ、</p> <ol style="list-style-type: none">①上記事業者は、現行の教育用コンピュータヘルプデスクとタブレットPCのヘルプデスク業務を受託しており、教員用ノートPC等とタブレットPCのヘルプデスクを一体的に運用できる。②システムのデータベースやネットワーク構成等を熟知しており、対応も丁寧かつ迅速に行っており、履行状況も良好である。③学校にとっても、従前と変わらないヘルプデスクへの対応依頼が可能となり、円滑な運用が実施できる。 <p>以上のことから、上記業者を相手方とした随意契約を締結する。</p> |
| その他 特記事項 | ○根拠規定：地方自治法施行令第167条の2第1項第2号 (性質又は目的が競争入札に適さないもの) |